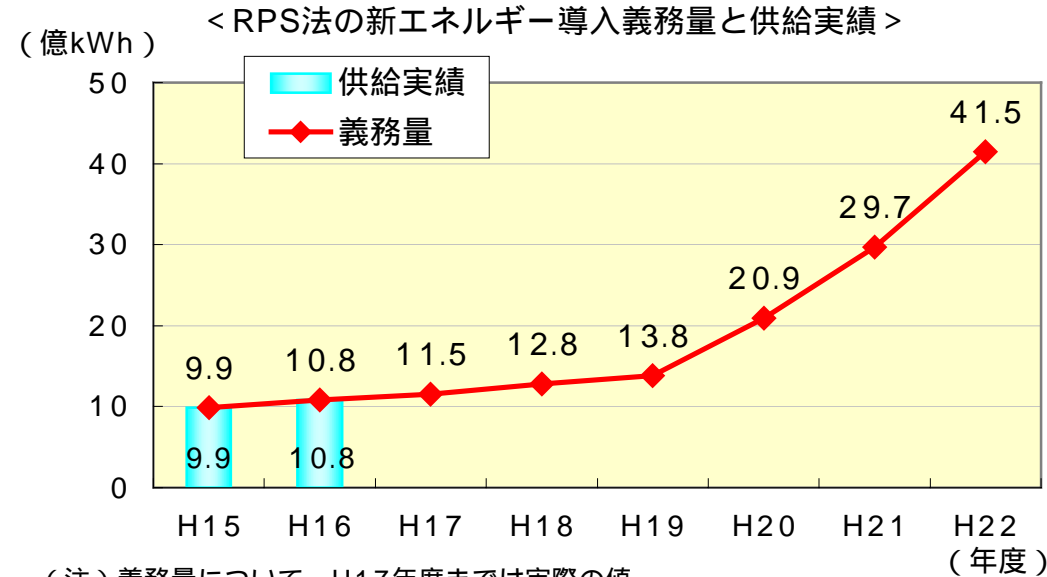


(1) RPS法を前提とした仕組みの議論

目標の長期化について

- ・ 自社、グループ会社を通じて新エネルギーの開発を積極的に進め、まずは2010年（平成22年）のRPS義務達成に向けて努力。



(注) 義務量について、H17年度までは実際の値
H18年度以降は資源エネルギー庁がRPS法導入時に公表した推計値（H15.1.27）

- ・ 義務量の増大に伴い、例えば、風力の立地地点やバイオマスの資源調達等諸条件が厳しくなっていくため、実態に即して過度に負担が偏らないよう評価を行うべき。
- ・ 義務量の設定にあたっては、費用対効果や経済負担について他のCO2削減対策とも照らし合わせて評価が必要。

市場流動性について

- ・ 売り手、買い手ともに置かれているポジションの違いあり。
 (売り手) 長期契約主体 スポット契約主体
 (買い手) 義務量の多い電力会社 義務量が少ない特定規模電気事業者

価格安定・技術の成熟について

- ・ RPS法は、市場メカニズムを活用し、コスト低減インセンティブを図りつつ新エネルギーの開発導入が図られることを目的としているもの。
- ・ 電源間の競争効果により技術の成熟が図られることを期待。

＜RPS法下における新エネルギー等電気等の取引価格＞ (円/kWh)

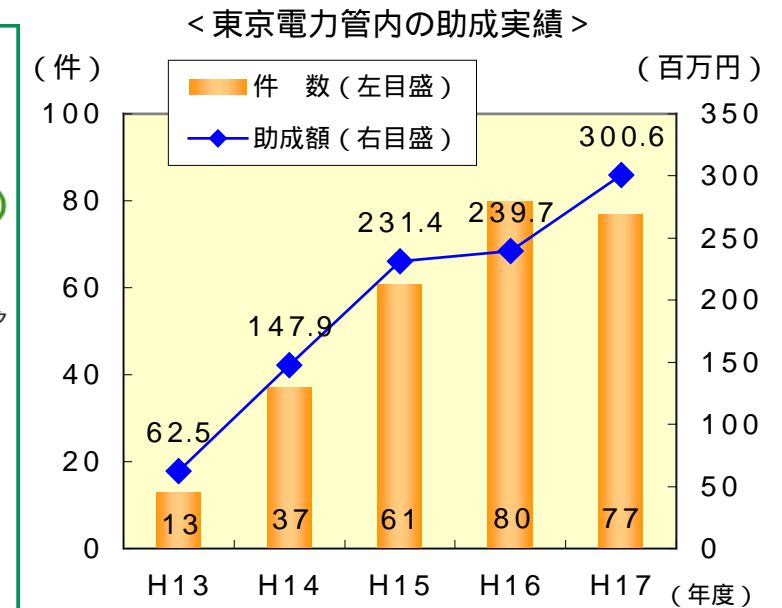
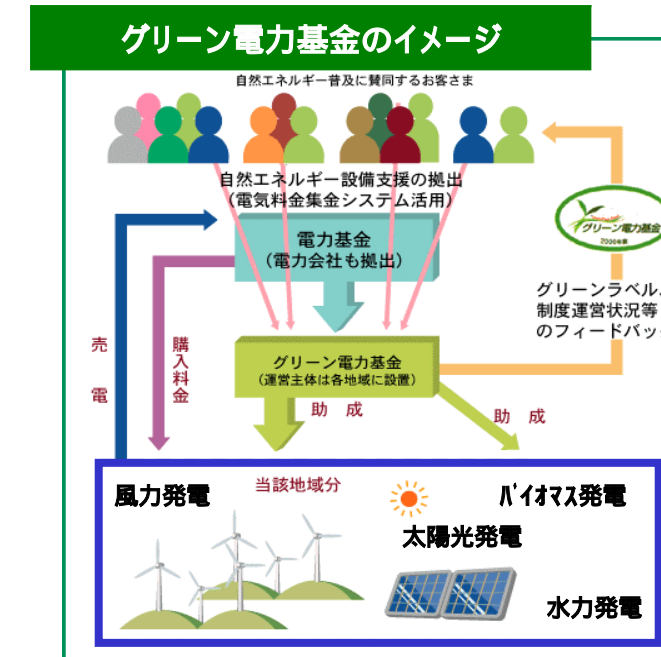
区分	購入事業者	発電形態	最高価格	最低価格
相当量 + 電気	電気事業者 ・ 電力会社 ・ 特定電気事業者 ・ 特定規模電気事業者	風力	20.5	7.0
		太陽光	23.4	19.0
		水力	13.7	4.0
		バイオマス	10.0	4.0
相当量	電気事業者		8.0	4.0

【出典】RPS法下における新エネルギー等電気等に係る等取引価格調査結果（H17.9.22資源エネルギー庁）

(2) RPS法を前提としない仕組みの議論

自然エネルギー普及・促進のための望ましい制度について

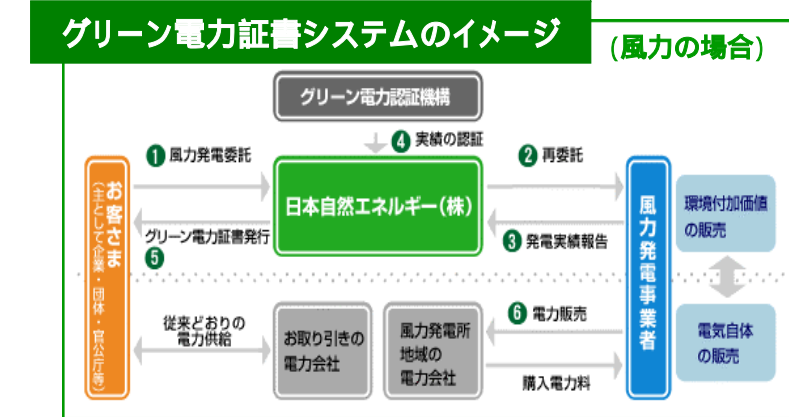
- ・ 電力会社、自然エネルギー事業者、政府、国民が一体となり、それぞれが等しく負担し、自主的に行動することにより普及・促進される社会的な仕組みが重要。
- ・ 既に、電力会社では、消費者、企業の環境貢献への拠出希望と電力会社の支援を一体的に有効活用する「グリーン電力制度」（グリーン電力基金、グリーン電力証書システム）を導入。



＜日本自然エネルギー(株)の契約団体＞
(平成17年12月現在)

団体名	年間契約量 (kWh)
ソニー(株)	550万
アサヒビール(株)	330万
(株)ホールネットワーク	240万
セイコ-IPソ(株)	200万
トヨタ自動車(株)	200万
日本ガイシ(株)	200万

他 全65団体 5,282.4万kWh
【出典】日本自然エネルギー(株)HP



環境税について

- ・ 「経済と環境の両立」という大原則の下、産業界の自主的な取組みを積極的に支援し、活力をそがない政策を期待。
- 電気事業者は温暖化対策を積極的に推進
- 電気事業者への課税は既に過重
- 環境税導入の前に、民生・運輸部門の施策の実効性向上や現状の財源の使途選択と集中が必要
- 温暖化対策には企業の活力を利用すべき